

誘客イベント開催支援事業補助金交付要綱

一般社団法人 山口県観光連盟

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が実施する、誘客イベント開催支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により本県の交流人口及び観光消費が大幅に縮小し、観光事業者に甚大な影響が生じていることから、感染防止対策に万全な体制を整えつつ、県内各地域において交流人口及び観光消費の拡大につながる効果的かつ即効性のある取組を促し、県内外からの誘客を図り、観光需要の一層の拡大を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助額)

第3条 交付の対象と経費の区分、補助額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1－1号様式、別記様式第1－2号様式）を、観光連盟が別途通知する期日までに提出するものとする。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 観光連盟は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 観光連盟は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の

額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 観光連盟は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

4 観光連盟は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、条件をつけることができる。

(決定の通知)

第6条 観光連盟は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる補助金の交付の決定を受けた後に、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画に変更を加えようとする場合は、変更承認申請書（別記第3号様式）により、観光連盟の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第9条 観光連盟は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(指示)

第10条 観光連盟は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認められるときは補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該事業に係る実績報告書（別記第

4号様式)を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 観光連盟は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第5号様式により、当該補助事業者に通知する。

(概算払)

第13条 観光連盟は、必要があると認めるときは、第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者が、第12条及び前条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第7号様式)を観光連盟に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第15条 観光連盟は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく決定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後において適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 観光連盟は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 観光連盟は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その額を超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、第12条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(別記第6号様式)により観光連盟に速やかに報告しなければならない。

2 観光連盟は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部

又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第1項の規定を準用する。

(観光イベントが実施不可能となった場合)

第18条 補助事業者は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰すことが出来ない事由により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って履行できないときであっても、補助事業に要した経費について、様式第3号により変更申請することができるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておくなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

別表（第3条関係）

○補助の対象となる事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に万全の体制を整えた上で、誘客力及び経済効果を備えた以下の観光イベントを対象とする。

補助対象イベント等	補助対象経費	補助額
<p>〈新規誘客イベント〉</p> <p>(ア) 定例的に開催しているイベントではなく、新規誘客を目指すイベントであること</p> <p>(イ) 観光客の拡大に寄与する事業で、特定の受益者を対象としないイベントであること</p> <p>(ウ) 必要に応じて域外の者を誘客するための宣伝広告を行う等、最大限の経済波及効果を狙うイベントであること</p> <p>(エ) 市町が主催となる観光イベントは除くこと</p>	<p>新規観光イベントの企画、運営、広告宣伝及び感染症拡大防止対策のための取組等に資すると認められる経費</p>	<p>採択事業1件あたり200万円を上限として定額補助</p>
<p>〈既存イベント誘客拡大〉</p> <p>(ア) 定例的に開催しているイベントであるが、ブラッシュアップを行い、新規企画を実施するなど、新規誘客を目指すイベントであること。</p> <p>(イ) 観光客の拡大に寄与する事業で、特定の受益者を対象としないイベントであること</p> <p>(ウ) 必要に応じて域外の者を誘客するための宣伝広告を行う等、最大限の経済波及効果を狙うイベントであること</p> <p>(エ) 市町が主催となる観光イベントは除くこと</p>	<p>既存イベントのうち、誘客拡大を図るために実施する新たなイベントの企画、運営、広告宣伝費及び感染症拡大防止対策のための取組等に資すると認められる経費</p>	<p>採択事業1件あたり200万円を上限として定額補助</p>

○補助対象経費に含まれないもの

- ・消費税及び地方消費税額（課税の対象とならないもの、消費税法における納税義務者とならない事業者など、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる事業者等を除く）

消費税法における納税義務者とならない事業者等については、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとするが、補助事業終了後、補助金交付要綱第17条の規定に基づき、消費税等の確定申告に伴う報告書を提出すること。

- ・補助金の交付決定日以前に発生した経費
- ・交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに実施されない活動に係る経費
- ・申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町（市町単独の補助金等を除く）等からの補助金、助成金、委託費等を受給するもの、又は受給予定がある場合の当該経費
- ・従前より雇用している社員等の人件費や、既存の運営費、活動費等
- ・事業で使用したことが一般的に確認できない経費（電話代・FAX代 等）
- ・その他、対象経費と認めがたい経費（振込手数料や事業に直接活用しない消耗品等の購入等）

様式第1-1号(第4条第1項関係)

誘客イベント開催支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人山口県観光連盟
会長 松村 孝明 様

所在地
団体等名称
代表者職氏名 ⑩
担当者名
TEL
FAX

誘客イベント開催支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 イベントの名称
- 2 イベントの区分 新規 ・ ブラッシュアップ
- 3 申請金額 金 円
- 4 事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 誘客目標人数 人(当事業に係る目標人数を記載)
(既存イベントの場合は、前回の実績人数 人)
- 6 目標経済効果額 円(過去に実施したイベントなどを参考に算出)
(既存イベントの場合は、前回の経済効果額 円)
- 7 市町後援の有無 有 ・ 無(市町の関与方法:)
- 8 添付資料
(1) 事業実施計画書(イベント内容・会場、来場者の交通手段、イベントPRの取組等の内容及び感染拡大防止対策の概要を必ず記載してください。ブラッシュアップの場合はその内容も記載してください。)
(2) 経費内訳書

様式第1-2号（第4条第1項関係）

誘客イベント開催支援事業補助金交付申請書（感染症防止対策）

令和 年 月 日

一般社団法人山口県観光連盟
会 長 松村 孝明 様

所在地
事業者名
代表者職氏名
担当者名
TEL
FAX

印

誘客イベント開催に当たっては以下の2点を遵守の上、イベントを開催することを誓約する。

記

1. 『新しい生活様式』（厚生労働省）、『移行期間における都道府県の対応について』（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、『業種ごとの感染拡大予防ガイドライン』（内閣官房）などを参考に、新型コロナウイルス感染症に細心の注意を払い万全の体制をとり、来場者にも感染症防止対策の徹底を依頼する。
2. 厚生労働省HP等により最新情報を確認し、フェーズに応じ、イベントの中止、延期、規模縮小等適切な対応をとる。

住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった誘客イベント開催支援事業補助金については、同事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて、金 円を交付します。

令和 年（ 年） 月 日

一般社団法人 山口県観光連盟
会 長 松村 孝明

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった観光イベント開催支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- 3 補助金の執行にあたって疑義が生じたときは、その都度協議すること。
- 4 補助金を概算払によりその交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書を観光連盟へ提出すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントの延期・中止することが妥当であると判断できる場合は、その時点までの経費の補助を行う。
- 6 補助金の交付を受けた者（補助金の交付を受けた者と委託契約を行った事業者も含む。）がポスターやチラシ等によりイベント開催を周知する場合は、『行こうよ。やまぐちプレミアムキャンペーン』のロゴマークを使用すること。なお、ロゴマークの使用に際しては加工しないこと。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人山口県観光連盟
会 長 松村 孝明 様

住 所
氏 名

印

誘客イベント開催支援事業補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け山観連第 号で補助金の交付の決定通知があった誘客イベント開催支援事業について、下記のとおり事業計画を変更したので、承認されるよう、同事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請いたします。

記

1 事業計画変更理由

2 事業計画変更内容

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人山口県観光連盟
会 長 松村 孝明 様

住 所
氏 名

印

誘客イベント開催支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け山観連第 号で補助金の交付の決定通知があつた誘客イベント開催支援事業により実施した事業の実績について、同事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了年月日
令和 年 月 日
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書

様式第5号（第12条関係）

山 観 連 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

一般社団法人 山口県観光連盟
会 長 松村 孝明

誘客イベント開催支援事業補助金の額の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告のありましたこのことについて、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

令和 年 月 日

一般社団法人山口県観光連盟
会 長 松村 孝明 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

⑩

誘客イベント開催支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け山観連第 号で交付決定通知があった上記の補助事業について、観光イベント開催支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額（観光連盟が確定通知書により通知した額）

円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額

円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

円

- 5 参考となるその他の書類

別添のとおり
（積算の内訳を添付すること）

様式第7号（第14条関係）

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人山口県観光連盟
会 長 松村 孝明 様

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
T E L
F A X
⑩

誘客イベント開催支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け山観連第 号で（決定通知・確定通知）の
あった標記補助金について、誘客イベント開催支援事業補助金交付要綱第14
条の規定に基づき、下記のとおり金 円を（概算払・精算
払）にて交付されるよう請求いたします。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
2 今回請求額 金 _____ 円
3 受領済額 金 _____ 円

4 振込先

金融機関名 及び支店名	
口座番号	普通・当座 No,
(フリガナ) 口座名義	